

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成22年7月23日

京都市長 門川大作

京都市規則第21号

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例（平成22年6月10日京都市条例第10号）中第1条の規定の施行期日は、平成22年7月26日とする。

（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）